

旭監第37号
令和4年7月6日

旭市長 米本弥一郎様

旭市監査委員 木村哲三
旭市監査委員 堀江通洋
旭市監査委員 向後悦世

令和3年度旭市公営企業会計の経営健全化(資金不足比率)
審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、
審査に付された令和3年度旭市公営企業会計（水道事業会計、公共下水道事
業会計、農業集落排水事業会計）の資金不足比率及びその算定基礎事項を記
載した書類について、それぞれ審査したので、次のとおりその意見を提出し
ます。

目 次

経営健全化(資金不足比率)審査意見

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
第5 資金不足比率	1
(1) 水道事業会計	2
(2) 公共下水道事業会計	2
(3) 農業集落排水事業会計	2

経営健全化(資金不足比率)審査意見

第1 審査の対象

令和3年度 旭市水道事業会計

令和3年度 旭市公共下水道事業会計

令和3年度 旭市農業集落排水事業会計

上記の会計に係る資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類

第2 審査の期間

公営企業 令和4年6月1日から令和4年7月6日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された各事業の資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第5 審査の概要

各事業の資金不足比率等の概要と意見は次のとおりである。

旭市水道事業会計

比率名	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (資金剩余273.6%)	— (資金剩余243.7%)	— (資金剩余218.4%)	— (資金剩余177.4%)	— (資金剩余147.6%)	20.0%

令和3年度決算において資金不足額は生じていないため、比率は算出されず、特に指摘すべき事項はない。短期的債務（1年以内に期日が到来する債務）に対する支払能力を示す指標である流動比率についても、1,774.2%と流動資産が流動負債を大きく上回っており、良好な比率となっている。

旭市公共下水道事業会計

比率名	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (資金剩余151.0%)	— (資金剩余130.8%)	—	—	—	20.0%

令和3年度決算において資金不足額は生じていないため、比率は算出されず、特に指摘すべき事項はない。なお、令和2年度から地方公営企業法が適用され、公営企業会計に移行したため、令和元年度以前は、資金不足（剩余）比率を算定していない。

旭市農業集落排水事業会計

比率名	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (資金剩余168.9%)	— (資金剩余106.8%)	—	—	—	20.0%

令和3年度決算において資金不足額は生じていないため、比率は算出されず、特に指摘すべき事項はない。なお、令和2年度から地方公営企業法が適用され、公営企業会計に移行したため、令和元年度以前は、資金不足（剩余）比率を算定していない。